神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの着ぐるみ貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類)

- 第2条 着ぐるみの種類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) ワケトン
  - (2) ワケニャン (ワケピーを含む。)
  - (3) ワケヘン(ヤラヘンを含む。)
  - (4) トコトン

(使用の承認)

- 第3条 着ぐるみの使用の承認を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、様式第1号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター着ぐるみ貸付承認申請書(以下「承認申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出し、市長の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、公益上の観点から市長が適当と認める者にあっては、承認申請書の提出を要しない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしない。
  - (1) 申請者又はその役員(相当の責任の地位にある者を含む。以下同じ。)が暴力団員, 暴力団関係者その他反社会勢力に係る者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。
  - (2) この要綱又はこの要綱に基づく指示を遵守しないおそれがあると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその利用を不適当であると認めるとき。
- 4 市長は、第1項の承認に着ぐるみの使用上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 5 市長は、着ぐるみの使用を承認したときは、様式第2号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター着ぐるみ貸付承認書を申請者に交付するものとする。

(承認の変更)

- 第4条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、その承認 に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による神戸市環境局ごみと資源分別 徹底キャラクター着ぐるみ貸付承認内容変更申請書に必要な書類を添付して市長に提出 し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、承認に係る事項の変更を承認したときは、様式第4号による神戸市環境局ご みと資源分別徹底キャラクター着ぐるみ貸付変更承認書を借受者に交付するものとする。 (遵守事項)
- 第5条 借受者は、着ぐるみの使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 着ぐるみについて、次に掲げる使用その他承認を受けた内容と異なり、又はその条件に反する使用をしないこと。

- ア 本市の品位を傷つけ、又は本市のごみ問題その他環境問題に係る市民の理解の妨 げになるおそれがあると認められる使用
- イ 特定の個人又は団体を援助,助長,促進,圧迫,干渉等していると誤解させるお それがあると認められる使用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる使用
- エ 本市のごみ問題その他環境問題に関する啓発活動の目的以外の目的又は営利を目的とした使用(市長が特に認める場合の使用を除く。)
- (2) 着ぐるみを汚損し、損傷し、又は滅失させないこと。
- (3) 着ぐるみの使用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと。
- (4) 着ぐるみを使用する権利の全部又は一部を譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと。

(貸付期間)

第6条 借受者が着ぐるみを使用できる期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内で市 長が定める期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。

(貸付料等)

- 第7条 借受者は、着ぐるみに係る費用につき、1体1回につき 1,200 円を納付しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、市長が定める額の契約保証金を納付させることができる。

(貸付料の納付)

- 第8条 貸付料は、前納しなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別の理由があるときは、後納することができる。
  - (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
  - (2) 市長がやむを得ないと認めるとき。

(貸付料の減免)

- 第9条 市長は、次の各号に掲げる特別の理由があるときは、貸付料を減額し、又は免除 することができる。
  - (1) 本市のごみ問題その他環境問題に関する啓発活動の目的のために使用するとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情がある場合において、市長が特に必要があると 認めるとき。
- 2 前項の規定により、貸付料の減額又は免除を受けようとする者は、第3条第1項の規 定に関わらず、様式第5号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター着ぐる み貸付承認申請書兼貸付料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添付して、市 長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により、貸付料の減額を承認したときは、第3条第5項の規定 に関わらず、様式第6号による神戸市環境局ごみと資源分別徹底キャラクター着ぐるみ 貸付承認書兼貸付料減免承認書を申請者に交付するものとする。

(貸付料の返還)

第10条 既納の貸付料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 その全部又は一部を返還することができる。

(承認の取消し等)

- 第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の承認を 取り消し、承認内容を変更し、又は着ぐるみの使用の制限をし、若しくは使用の停止を することができる。
  - (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
  - (3) 公益上やむを得ない必要を生じたときその他着ぐるみの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づく承認の取消し、承認内容の変更又は着ぐるみの使用の制限若しくは使用の停止により借受者に生じた損害については、一切の責任を負わない。 (着ぐるみの返却等)
- 第12条 第6条の規定による貸付期間が終了した者若しくは前条第1項の規定に基づく承認の取消しを受けた者は、着ぐるみを速やかに返却しなければならない。
- 2 前項の規定により、着ぐるみを返却しようとする者は、着ぐるみを使用したことが分かる写真等を着ぐるみを返却後速やかに提出しなければならない。ただし、着ぐるみを使用していない場合は、この限りでない。
- 3 着ぐるみを汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償請求)

第13条 借受者は、着ぐるみの使用に関し、借受者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第14条 この要綱に関連して生じた紛争については、本市の所在地を管轄する裁判所を専 属的合意管轄とする。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後(以下「施行日」という。)の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。